

2010年7月12日

神戸市長 矢田 立郎 様

神戸市学童保育連絡会
会長 曾田 和 徳
神戸市中央区元町通6丁目
7番9号秋毎ビル3階
TEL/FAX(078)360-2728

2011年度 神戸市学童保育関係予算に関する要望書

日頃より学童保育施策充実のために、ご尽力いただきありがとうございます。
政府は、今年1月に「子ども・子育てビジョン」を発表し、学童保育の利用児童数を五年間で30万人増とすることを目標とし、「放課後児童クラブガイドライン」を踏まえて質的向上を図ることを決めました。また、「幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築」のために「子ども・子育て新システム検討会議」で6月に基本制度案要綱が出され、検討が進められています。

一方で、3年前から始まった「放課後子どもプラン」は、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業(学童保育)」とを一体的あるいは連携して進めるとするものです。私たちは、両事業の一体化ではなく、それぞれが両立・拡充すること、とりわけ学童保育事業がその固有の役割にふさわしく充実するよう求めるものです。

また、一昨年7月28日の都賀川での学童保育所在籍児童2名が亡くなる水難事故の発生、昨年5月の新型インフルエンザの感染など子どもたちの安全衛生確保の重要性が改めて浮き彫りになりました。この点では、昨年3月に国民生活センターが「学童保育の安全に関する調査研究」を行い、学童保育の安全確保のために国や自治体がさまざまな努力を行う必要があると提言しています。

貴市におかれましては、厳しい財政状況にあっても学童保育の充実に努力いただいていることは、承知しております。とはいえ、まだまだ私たちの求める学童保育には程遠い実情であることも否めません。

地域方式学童保育所においては、助成金の大幅な増額や保育場所の確保、指導員の身分保障における公的責任の拡大、児童館学童クラブにおいては、大規模クラブの解消、指導員の勤務条件の改善が望まれます。いずれの課題も財政上の困難があれど停滞や後退のないようにしていただきたいと思っております。かかる観点にたち、下記の項目について要望いたします。

記

1. 放課後子どもプランについて

- ① 放課後子どもプランの中で、学童保育事業及び放課後子ども教室推進事業の一体的運用は学童保育事業の縮小・廃止につながります。目的、性格の違う両事業がそれぞれの趣旨に沿って両立・拡充するように進めてください。

2. 助成金について

- ① 指導員の待遇改善、保護者負担の軽減等を通じて、安定した運営を保障するために、助成金の大幅な引き上げを実現してください。
- ② 4年生以上の高学年の児童についても、3年生までの児童と同額の助成金の対象となるようにしてください。

3. 学童保育の設置について

- ① 政府の「新待機児童ゼロ作戦」、「子ども・子育てビジョン」をふまえて、学童保育の量・質ともの抜本的な拡充を図ってください。
- ② 周辺での児童館学童保育クラブの開設などにより運営に困難を生じた地域方式学童保育所の存続を保障するための具体的な方法を示してください。また、児童館等の新設等について、既存の地域方式学童保育所への情報提供と協議を欠くことのないようにしてください。

4. 保育場所の確保について

- ① 学童保育の施設の面積基準が「学童 1 人あたり 2.31 m² (集団遊びのスペースを整備しない場合は 1.98 m²)」(「神戸の放課後児童クラブの基準」と示されましたが、設置方式にかかわらずその基準に適合した保育場所を確保してください。
- ② 大規模化している児童館学童保育クラブ、学童保育所について、70 人を超えているところは速やかに分割し、国のガイドラインにある「おおむね 40 人程度まで」となるよう手だてを取ってください。
- ③ 地域の「自主努力」だけではなかなか解決できないという実情にかんがみ、地域方式学童保育所が学校の余裕教室などの公的施設や公共の土地を使えるようにしてください。また、施設を建てるための資金の確保をしてください。
- ④ 民間借家などを保育場所としている地域方式学童保育所の設置助成を実額でおこなってください。
- ⑤ 「かぎっ子ママ方式」の運営助成金および設置助成費を大幅に引き上げるとともに、初年度加算を設けてください。

5. 指導員の身分保障と資質の向上について

- ① 児童館学童保育クラブ(学童保育コーナーを含む。以下同じ。)指導員のパート身分をあらため、正規 2 名以上の体制としてください。
- ② 地域方式学童保育所に、助成金ランクにかかわらず指導員 2 名体制相当で運営助成費の積算をしてください。さらに、児童数 30 名以上の学童保育所には指導員 1 名分相当の加算をしてください。

- ③ 指導員の自主研修費の大幅な増額や研修会のさらなる充実をはかってください。また、設置方式を問わない合同研修会・交流会の開催とその充実についても引き続き市社協との協議をすすめてください。
- ④ 競合等によってやむなく閉所する地域方式学童保育所がある場合、当該指導員を児童館等に雇用するてだてを講じてください。この場合の指導員の相談には誠実に応じてください。

6. 障がい児学童保育について

- ① すべての児童館学童保育クラブで、障がい児に対応できる指導員の加配および施設の改善をおこなってください。「自力来退館」「自力身辺処理」要件のさらなる緩和をしてください。
- ② 障害児受入加算については、その名称に相応しく指導員 1 名分の加配が可能な額まで引き上げてください。
- ③ 障がい児受入施設の指導員並びに父母の相談に、専門知識や経験を有する方が対応をいただける窓口を設けてください。

7. 保育時間の延長および対象学年の引き上げについて

- ① 地域方式学童保育所については、長時間開設加算をさらに拡大してください。
- ② 4 年生になっても学童保育を必要とする家庭が増えており、さらに地域における子どもたちの生活においてその安心・安全対策のため、高学年にも学童保育は必要です。2001 年 12 月 20 日付け厚生労働省育成環境課長通知にもとづき児童館学童保育クラブの対象学年を 6 年生まで引き上げてください。

8. 子どもの安全対策について

- ① 一昨年 7 月 28 日に都賀川で地域方式の学童保育所に通う児童 2 名が亡くなる水難事故が起きました。今後保育中の事故が起きないように安全な保育場所の確保、指導員体制の強化等が各学童保育所で行えるように具体的な手だてを取ってください。
- ② 子どもの安全に関わる情報が学校、保育所、児童館などと同様に地域方式学童保育所にも伝達されるシステムの確立にご尽力いただいています。今後とも継続的に連携が図れるようにすすめてください。

9. 制度・施策の改善・新設について

- ① 学校団体などと同じように、公共の施設や交通機関を利用する場合の割引を学童保育所にも適用できるよう国や関係企業にはたらきかけてください。
- ② 地域方式学童保育所については、児童館学童保育クラブの保育利用料の減免措置に準ずる補助をしてください。
- ③ 小学校就学援助世帯やひとり親家庭に対して、学童保育施策独自の別枠補助をしてください。
- ④ 制度・政策、助成要綱などの変更の際は、事前の協議・説明を欠かさずおこなってください。

10. 学童保育の基準に基づく学童保育所の整備と学童保育指針の策定について

- ① 「神戸の放課後児童クラブ(学童保育)の基準」に基づいて公的責任で学童保育所の整備を図るとともに、必要に応じて見直しを図りより良い基準になるようにしてください。
- ② あわせて、保育内容向上のために「学童保育指針」の策定を私たちと協議のうえ具体化を進めてください。

11. 国へのはたらきかけについて

- ① 専用施設(室)に、常時複数の常勤専任指導員を配置し、保護者の労働日・労働時間を基本的に保障できる通年開所の学童保育の施策を確立し、それに必要な財政措置を確実に講じることを国に強く求めてください。
- ② 学童保育の充実のために、民生主管課長会議や児童福祉主管会議など政令指定都市との協議の場でも先頭にたって問題提起し、国へのはたらきかけを強めてください。

12. 新型インフルエンザ対策について

- ① 2009年5月27日に提出した「新型インフルエンザに関する緊急要望書」に記載している要望項目についてその実現を図ってください。

以上